

第 1 5 0 4 号

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

甲 府 市 公 報

目 次

[条 例]

甲府市職員の修学部分休業に関する条例	4
甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例	6
甲府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	8
甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	18
甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20
甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	22
甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	23
甲府市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例	27
甲府市都市公園条例の一部を改正する条例	34
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例	37
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	38
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す	

る条例	39
甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例	40
特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例	60
甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例	61

[規 則]

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	72
甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則	78
甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	80
甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	86
甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	91
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	92

[告 示]

令和6年度上半期の財政状況等の公表	93
-------------------	----

甲府市各企業会計の令和6年度上半期の業務状況等の公表	94
入札告示	95
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	98
指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定公示	99
山梨県営土地改良事業（中道南地区）に係る土地改良法第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定に基づく公告	100
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	101
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく必要な措置を行うべき旨の公告	102
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	103
住宅使用料督促状公示送達	104
入札告示（4件）	105
犬、猫等の収容告示	117
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	118
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	119
地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定告示	120
差押調書（謄本）公示送達	121
農業振興地域整備計画の変更公告	122
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	123
軽自動車税督促状公示送達	125
都市計画法第16条第1項の規定による公聴会の開催公告	126
道路の供用廃止告示	127
道路の供用開始告示	128
差押調書（謄本）公示送達	129

生活保護法の規定に基づく指定介護機関変更公示	130
生活保護法の規定に基づく指定介護機関廃止公示	131
生活保護法等指定医療機関指定公示	132
開発行為に関する工事の完了公告	133
市県民税督促状公示送達	134
令和6年度補正予算の公表	135
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	136
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	137
配当計算書・充当通知書公示送達	138
差押調書（謄本）公示送達	139
国民健康保険料納入通知書兼決定通知書・納入通知書兼更正通知書公示送達	140
入札告示	141
石川県の一部の地域における市税に関する納期限等の指定告示	144
屋外広告物等講習会開催公告	145
介護保険被保険者証無効告示	146
公の施設に係る指定管理者の指定告示	147
指定障害児通所支援事業者の指定公示	148
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	149
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示（2件）	150
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	152
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定公示	153
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	154
犬又は猫の引取り告示	155

[教育委員会]

甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則……………	156
入札告示……………	157
[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示……………	160
[農業委員会]	
甲府市農業委員会12月定例総会招集公告……………	161
[上下水道局]	
甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程……………	162
入札告示（4件）……………	168
[任免辞令]	
市長事務部局……………	181

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第31号

甲府市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

(教育施設)

第3条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（修学部分休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げる教育施設のほか、公務に関する能力の向上に資すると認められるものとして規則で定める教育施設

（修学部分休業の期間）

第4条 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

（修学部分休業中の給与）

第5条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）第3条の3の規定その他これに相当する条例の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（承認の取消し）

第6条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、修学部分休業の承認の取消しについて当該職員の同意を得たとき。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 2 号

甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項において準用する法第 2 6 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第 2 6 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲において規則で定める範囲内で、3 0 分を単位として行うものとする。

3 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

4 第 2 項の規定は、休業時間の延長の承認について準用する。

(高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢)

第 3 条 法第 2 6 条の 3 第 1 項の条例で定める年齢は、6 0 歳とする。

2 法第 2 6 条の 3 第 1 項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す高齢者部分休業の初日は、前項に定める年齢に達した日の属する年度

の翌年度の４月１日以後の日とする。

（高齢者部分休業中の給与）

第４条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、甲府市職員給与条例（昭和２４年６月条例第２１号）第３条の３の規定その他これに相当する条例の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第５条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮するものとする。

- (1) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮について当該職員の同意を得たとき。
- (2) 高齢者部分休業をしている職員の当該高齢者部分休業の申請理由が消滅し、又は申請理由等に変更が生じた場合であって、当該職員からその旨の申出があったとき。

（退職手当の取扱い）

第６条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が１週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の２分の１に相当する期間を甲府市職員退職手当支給条例（昭和２５年１０月条例第３１号）第７条第１項から第６項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第７項中「前各項」とあるのは「前各項及び甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和６年１２月条例第３２号）第６条」と、同条第９項中「前各項」とあるのは「前各項及び甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例第６条」とする。

（委任）

第７条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第33号

甲府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 甲府市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加える。

第7条第1項中「第31号」の次に「。以下「退職手当支給条例」という。」を加え、同条第2項中「甲府市職員退職手当支給条例」を「退職手当支給条例」に改める。

第13条を第23条とし、第9条から第12条までを10条ずつ繰り下げ、第8条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「(昭和26年8月条例第29号)」を削り、「又は第16条の2の規定」を「、第16条の2の規定又は甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和6年12月条例第32号)第2条の規定」に、「規定による育児休暇又は介護時間」を「規定による育児休暇、介護時間又は高齢者部分休業」に改め、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、「当該育児休暇又は介護時間」を「当該育児休暇、当該介護時間又は当該高齢者部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第

67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第8条を第18条とし、第7条の次に次の10条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 甲府市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 甲府市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務を終了した時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）第4条第1項の規定その他これに相当する条例等の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時

間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

- (2) 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第 11 条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第 12 条 育児休業法第 12 条において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情)

第 13 条 育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第 14 条 任命権者は、育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第 15 条 退職手当支給条例第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務を含

む。以下この条において同じ。)をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当支給条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第16条 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第2条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第204条第2項」を「第204条第3項」に改める。

第10条第1項中「掲げられている給料表」を「掲げられている給料額」に改める。

第11条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第11条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に

規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けて育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、育児短時間勤務（同条の規定による短時間勤務を含む。）をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第２５条第２項第２号及び第３号中「定める額（」の次に「育児短時間勤務職員等又は」を加える。

第２８条第３項及び第４項並びに第３４条第１項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第４８条第４項中「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第１１条の２に規定する数で除して得た額）」を加え、同条第５項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第１１条の２に規定する数で除して得た額）」を加える。

第４８条の４第３項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第１１条の２に規定する数で除して得た額）」を加える。

附則第１９条を附則第２０条とし、附則第１８条の次に次の１条を加える。

第１９条 育児短時間勤務職員等に対する附則第１２条の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第３条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年８月条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「（平成３年法律第１１０号）」を削り、「前２項」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条

第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従ったもので8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第7条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当

該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第9条第1項第1号中「20日（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第10条第2号中「2日（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第12条第1項中「1日2回それぞれ1時間以内の休暇を受けることができる。」を「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を受けることができる。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 1日2回それぞれ1時間以内の期間
- (2) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 1日の勤務時間が4時間以下の場合は1日1回30分以内の期間、4時間を超える場合は1日2回それぞれ30分以内の期間

第12条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

第14条の2中「5日（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第14条の3及び第14条の4中「10日（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第16条第1項中「越えない」を「超えない」に改める。

（甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次の1号を加える。

- (3) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認（企業職員にあっては、同法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認に相当する承認）

第8条第3項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「率」を「数」に改める。

第9条第1項第1号中「第11条の2まで」を「第11条まで、第11条の3」に改め、同項第2号中「から第12条の2まで」を「、第12条の3」に改める。

第10条第1項第1号中「から第11条の2まで」を「、第11条の3」に改め、同条第3項中「及び第28条」を「、第28条及び第34条」に改め、「第25条第2項第2号中「」の次に「育児短時間勤務職員等又は」を、「第25条第2項第3号」の次に「中「育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」と、給与条例」を加え、「並びに」を削り、「第4項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「第4項並びに第34条第1項中「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、費用弁償」を削る。

第14条第1項中「中「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第11条の2に規定する数で除して得た額）」を加える。

第16条第1項中「第49条の2第1項」を「第49条の2第1項第1号」に改める。

第28条第1項中「、若しくは失職し」を削り、「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第11条の2に規定する数で除して得た額）」を加える。

第28条の2第1項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第11条の2に規定する数で除して得た額）」を加える。

第30条第1項中「第49条の2第1項」を「第49条の2第1項第1号」に改める。

(甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第6条 甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第24項中「第19条」を「第20条」に改める。

附則第２６項中「第２条第２項」を「第２条第３項」に改める。

附則第３２項を附則第３３項とし、附則第３１項の次に次の１項を加える。

- ３２ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する附則第２５項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 4 号

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

甲府市職員退職手当支給条例（昭和 2 5 年 1 0 月条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中「第 3 5 条」を「第 3 5 条の 2」に、「第 6 3 条第 2 項」を「第 5 0 条の 1 0 第 2 項」に改める。

第 8 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 1 0 項中「第 3 5 条」を「第 3 5 条の 2」に、「第 6 3 条第 2 項」を「第 5 0 条の 1 0 第 2 項」に改める。

附則第 1 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 7 条第 5 項並びに附則第 9 項及び第 1 0 項の改正規定 公布の日
- (2) 第 8 条第 1 1 項第 4 号及び同条第 1 4 項並びに附則第 1 2 項の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

2 前項第 2 号に掲げる改正規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例第 8 条第 1 1 項第 4 号（同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退

職職員（退職した甲府市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員（同条第2項により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 5 号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2
月条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第 1 7 条の 2 母子生活支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童
福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号。以下「基
準省令」という。）第 1 2 条の 2 に規定するこども家庭庁長官が定める給付
金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金と
して支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた
収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財
産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得
させること。

第 2 8 条第 1 項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生
省令第 6 3 号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に、「の規定によ
り」を「に規定する」に改め、同項第 4 号中「の規定により」を「に規定する」に

改め、同号ア中「第 13 条第 3 項第 2 号」を「第 13 条第 3 項第 3 号」に改め、同条第 2 項中「の規定により」を「に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 6 号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 7 号

甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第 1 条 甲府市学校職員給与条例（昭和 2 8 年 1 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員（」の次に「第 1 5 条を除き、」を加える。

第 1 2 条の 2 中「甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和 4 5 年 1 2 月条例第 4 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項」を「勤務時間条例第 3 条第 3 項」に改め、同条を第 1 2 条の 3 とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第 1 2 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けて育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、育児短時間勤務（同条の規定による短時間勤務を含む。）をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和 4 5 年 1 2 月条例第 4 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して

得た数を乗じて得た額とする。

第 19 条第 2 項第 2 号及び第 3 号中「定める額（」の次に「育児短時間勤務職員等又は」を加える。

第 22 条の 2 中「学校職員」を「職員」に改める。

第 23 条中「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 4 項」に改め、「学校職員又は」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第 26 条第 4 項中「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第 12 条の 2 に規定する数で除して得た額）」を加え、同条第 5 項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第 12 条の 2 に規定する数で除して得た額）」を加える。

第 27 条第 3 項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第 12 条の 2 に規定する数で除して得た額）」を加える。

附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 14 項の次に次の 1 項を加える。

- 15 育児短時間勤務職員等に対する附則第 8 項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第 3 条第 2 項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第 2 条 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和 45 年 12 月条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた学校職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務

の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育委員会が定める。

第4条第1項ただし書中「教育委員会は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従ったもので8日以上、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である学校職員について、市長と協議して、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務

をすることを命ずることができる。

第13条第1項第1号中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第16条第1項中「越えない」を「超えない」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

甲府市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 8 号

甲府市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例
(甲府市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 甲府市道路占用料徴収条例（昭和 4 9 年 7 月条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

「	6 6 0 円	「	8 0 0 円
	1 , 0 0 0 円		1 , 2 0 0 円
	1 , 4 0 0 円		1 , 7 0 0 円
	5 9 0 円		7 1 0 円
	9 5 0 円		1 , 1 0 0 円
	1 , 3 0 0 円		1 , 6 0 0 円
	5 9 円		7 1 円
	6 円		7 円
	4 円		4 円
	5 8 0 円		7 0 0 円
	3 5 0 円		4 3 0 円
	1 , 2 0 0 円		1 , 4 0 0 円
	5 0 0 円		6 0 0 円
	3 , 8 0 0 円		4 , 8 0 0 円
	1 , 2 0 0 円		1 , 4 0 0 円
	2 5 円		3 0 円
	3 5 円		4 3 円

別表中	5 3 円	を	6 4 円	に改める。
	7 1 円		8 6 円	
	1 1 0 円		1 3 0 円	
	1 4 0 円		1 7 0 円	
	2 5 0 円		3 0 0 円	
	3 5 0 円		4 3 0 円	
	7 1 0 円		8 6 0 円	
	1, 2 0 0 円		1, 4 0 0 円	
	Aに0. 0 0 5 を乗じて得た額		Aに0. 0 0 4 を乗じて得た額	
	Aに0. 0 0 8 を乗じて得た額		Aに0. 0 0 6 を乗じて得た額	
	Aに0. 0 1を 乗じて得た額		Aに0. 0 0 7 を乗じて得た額	
	1, 9 0 0 円		2, 4 0 0 円	
	1, 1 0 0 円		1, 5 0 0 円	
	1, 2 0 0 円		1, 4 0 0 円	
	3 8 円		4 8 円	
	3 8 0 円		4 8 0 円	
	3 8 0 円		4 8 0 円	
	3, 8 0 0 円		4, 8 0 0 円	
	9 5 0 円		1, 1 0 0 円	
	3 8 円		4 8 円	
	3 8 0 円		4 8 0 円	
	3 8 円		4 8 円	
	3 8 0 円		4 8 0 円	
	3, 8 0 0 円		4, 8 0 0 円	
	1, 9 0 0 円		2, 4 0 0 円	
	1, 2 0 0 円		1, 4 0 0 円	
	3 8 0 円		4 8 0 円	

1 2 0 円
Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額
Aに0.005 を乗じて得た額
Aに0.008 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
Aに0.034 を乗じて得た額
Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額
Aに0.034 を乗じて得た額
Aに0.034 を乗じて得た額

1 4 0 円
Aに0.009 を乗じて得た額
Aに0.017 を乗じて得た額
Aに0.004 を乗じて得た額
Aに0.006 を乗じて得た額
Aに0.007 を乗じて得た額
Aに0.025 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.009 を乗じて得た額
Aに0.022 を乗じて得た額
Aに0.009 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.022 を乗じて得た額
Aに0.031 を乗じて得た額
Aに0.025 を乗じて得た額

Aに0.015 を乗じて得た額	Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額	Aに0.022 を乗じて得た額
Aに0.034 を乗じて得た額	Aに0.031 を乗じて得た額

」

（甲府市都市公園条例の一部改正）

第2条 甲府市都市公園条例（昭和32年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2都市公園を占用する場合の表中

660円	800円
1,000円	1,200円
1,400円	1,700円
590円	710円
950円	1,100円
1,300円	1,600円
6円	7円
4円	4円
1,200円	1,400円
500円	600円
25円	30円
35円	43円
53円	64円
71円	86円
110円	130円
140円	170円
250円	300円
350円	430円

を に改める。

7 1 0 円	8 6 0 円
3 8 円	4 8 円
9 5 0 円	1, 1 0 0 円
5 0 0 円	5 0 0 円
3 8 0 円	4 8 0 円

」

」

(甲府市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 甲府市法定外公共物管理条例（平成13年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

「

「

1 2 0 円
8 0 円
6 6 0 円
1, 0 0 0 円
1, 4 0 0 円
5 9 0 円
9 5 0 円
1, 3 0 0 円
5 9 円
6 円
4 円
3, 8 0 0 円
2 5 円
3 5 円
5 3 円
7 1 円
1 1 0 円
1 4 0 円
2 5 0 円

別表中

を

1 3 0 円
9 0 円
8 0 0 円
1, 2 0 0 円
1, 7 0 0 円
7 1 0 円
1, 1 0 0 円
1, 6 0 0 円
7 1 円
7 円
4 円
4, 8 0 0 円
3 0 円
4 3 円
6 4 円
8 6 円
1 3 0 円
1 7 0 円
3 0 0 円

に改める。

3 5 0 円	4 3 0 円
7 1 0 円	8 6 0 円

」

（甲府市準用河川占用料徴収条例の一部改正）

第 4 条 甲府市準用河川占用料徴収条例（平成 2 4 年 3 月条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

「	1 2 0 円	「	1 3 0 円
	8 0 円		9 0 円
	6 6 0 円		8 0 0 円
	1 , 0 0 0 円		1 , 2 0 0 円
	1 , 4 0 0 円		1 , 7 0 0 円
	5 9 0 円		7 1 0 円
	9 5 0 円		1 , 1 0 0 円
	1 , 3 0 0 円		1 , 6 0 0 円
	5 9 円		7 1 円
	6 円		7 円
	4 円		4 円
	3 , 8 0 0 円		4 , 8 0 0 円
	2 5 円		3 0 円
	3 5 円		4 3 円
	5 3 円		6 4 円
	7 1 円		8 6 円
	1 1 0 円		1 3 0 円
	1 4 0 円		1 7 0 円
	2 5 0 円		3 0 0 円
	3 5 0 円		4 3 0 円
	7 1 0 円		8 6 0 円

別表中

を

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間に係る占用料については、
なお従前の例による。

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 9 号

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例

甲府市都市公園条例（昭和 3 2 年 1 2 月条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「、又は植物を採取」を「、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷」に改め、同条第 7 号中「自動車等」を「車両」に改め、同条第 8 号中「行為」の次に「をすること。」を加え、同条に次の 4 号を加える。

- (10) 歴史公園及び多目的広場においてスケートボード、ローラースケート又はこれらに類する行為をすること。
- (11) 野宿、野営又は車中泊をすること。
- (12) 公衆に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、都市公園への入園を禁ずることができる。

別表第 2 中

「

1 コートにつき 3 2 0 円	1 コートにつき 4 8 0 円	1 コートにつき 1 9 0 円	1 コートにつき、入場料 金総額を利用コート数で 除して得た額の 1 0 分の
1 コートにつき 7 9 0 円	1 コートにつき 1 , 1 9 0 円	1 コートにつき 4 8 0 円	1 に相当する額。ただ し、その相当する額が

1コートにつき 1, 120円	1コートにつき 1, 670円	1コートにつき 680円	4, 400円に満たないときは4, 400円とし、その相当する額が11, 000円を超えるときは11, 000円とする。	を
1コートにつき 1, 600円	1コートにつき 2, 390円	1コートにつき 960円		
1コートにつき 630円	1コートにつき 960円	1コートにつき 370円		
1コートにつき 1, 910円	1コートにつき 2, 890円	1コートにつき 1, 150円		

1コートにつき 440円	1コートにつき 670円	1コートにつき 220円	1コートにつき、入場料金総額を利用コート数で除して得た額の10分の1に相当する額。ただし、その相当する額が5, 280円に満たないときは5, 280円とし、その相当する額が12, 100円を超えるときは12, 100円とする。	に
1コートにつき 1, 020円	1コートにつき 1, 540円	1コートにつき 510円		
1コートにつき 1, 450円	1コートにつき 2, 170円	1コートにつき 720円		
1コートにつき 2, 080円	1コートにつき 2, 860円	1コートにつき 1, 040円		
1コートにつき 810円	1コートにつき 1, 240円	1コートにつき 400円		
1コートにつき 2, 480円	1コートにつき 3, 460円	1コートにつき 1, 240円		

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の甲府市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の甲府市都市公園条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例による改正後の別表第2の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前に行った利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 4 0 号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成 9 年 9 月条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 1 条第 3 号」を「第 1 条第 4 号」に改め、同条第 8 号中「第 6 9 条第 2 項」を「第 7 9 条第 2 項」に改める。

第 6 条中「第 2 1 条の」を「第 4 0 条の」に改め、同条第 1 号中「届け出」を「届出」に改め、同条第 2 号中「アからオ」を「アからカ」に改め、同号イ中「又は 1 8 歳未満の者」を削り、同号ウ中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者」に、「2 1 万 4 千円」を「2 5 万 9 千円」に改め、同号オ中「アからエ」を「アからオ」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 同居者が配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のみであつて、入居者又は配偶者のいずれかが 3 9 歳以下の者である場合 2 5 万 9 千円

第 5 6 条第 1 号中「上町住宅第三、上町住宅第四、東下条住宅第一及び東下条住宅第二」を「規則で定める住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第41号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「任命権者」を「管理者」に改め、同条第2項中「越えない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の甲府市職員の修学部分休業に関する条例（令和6年12月条例第31号）第3条で定める教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年12月条例第32号）第3条第1項で定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から当該職員に係る定年退職日（甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第42号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第43号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第48条の4第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第49条の2第1項第1号中「309,200円」を「310,000円」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400

32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		

68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			

	104		302,500	351,000					
	105		302,700	351,500					
	106		303,000	351,900					
	107		303,300	352,300					
	108		303,600	352,700					
	109		303,800	353,200					
	110		304,200	353,600					
	111		304,600	353,900					
	112		304,900	354,200					
	113		305,100	354,700					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 4（第 9 条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（１）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200

30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300

	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再 任用 短時間勤		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

務職 員				
---------	--	--	--	--

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300

	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	

69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900
82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400
83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600
86		294, 100	330, 400	351, 200	
87		294, 300	330, 600	351, 500	
88		294, 500	330, 900	351, 800	
89		294, 900	331, 300	352, 200	
90		295, 100	331, 700	352, 500	
91		295, 300	332, 000	352, 800	
92		295, 500	332, 300	353, 100	
93		295, 900	332, 600	353, 500	
94		296, 100	332, 800	353, 800	
95		296, 300	333, 200	354, 100	
96		296, 600	333, 500	354, 400	
97		296, 900	333, 700	354, 700	
98		297, 100	334, 000	355, 100	
99		297, 300	334, 300	355, 500	
100		297, 600	334, 600	355, 900	
101		297, 900	334, 800	356, 400	
102		298, 100	335, 100	356, 800	
103		298, 300	335, 400	357, 200	
104		298, 600	335, 600	357, 600	

	105		298,900	335,800	358,100		
	106			336,000			
	107			336,400			
	108			336,600			
	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600

	33	256, 700	276, 200	296, 700	315, 100	346, 000	398, 600	444, 300
	34	257, 500	276, 800	297, 500	316, 200	347, 300	400, 300	445, 900
	35	258, 300	277, 300	298, 300	317, 300	348, 600	402, 100	447, 300
	36	259, 000	277, 800	299, 100	318, 400	349, 900	403, 800	448, 700
	37	259, 700	278, 300	299, 800	319, 500	351, 100	405, 400	449, 800
	38	260, 600	278, 900	300, 600	320, 600	352, 600	407, 100	451, 100
	39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100	408, 900	452, 400
	40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600	410, 700	453, 800
	41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800	412, 200	454, 800
	42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300	413, 700	455, 500
	43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700	415, 200	456, 300
	44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100	416, 500	456, 900
	45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500	417, 600	457, 800
	46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500	418, 700	458, 500
	47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900	419, 800	459, 300
	48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200	421, 000	460, 100
	49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500	422, 300	460, 800
	50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900	423, 400	461, 500
	51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200	424, 600	462, 200
	52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500	425, 700	463, 000
	53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000	426, 900	463, 800
	54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200	427, 900	464, 600
	55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300	429, 000	465, 300
	56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500	430, 100	466, 000
	57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600	431, 100	466, 800
	58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500	431, 600	
	59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500	432, 200	
	60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400	432, 600	
	61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000	433, 200	
	62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800	433, 700	
	63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600	434, 100	
	64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400	434, 600	
	65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100	435, 100	
	66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800	435, 500	
	67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500	435, 800	
	68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100	436, 100	

69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
94	290,200	320,400	353,500	371,500		
95	290,800	321,100	354,100	371,900		
96	291,400	321,700	354,700	372,200		
97	292,000	322,200	355,100	372,800		
98	292,500	322,500	355,500	373,300		
99	293,000	323,100	356,000	373,800		
100	293,500	323,700	356,400	374,300		
101	294,000	324,100	356,900	374,900		
102	294,500	324,700	357,300	375,400		
103	295,000	325,300	357,800	375,900		
104	295,400	325,800	358,200	376,300		

	105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900				
	106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400				
	107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900				
	108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400				
	109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000				
	110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400				
	111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900				
	112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400				
	113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000				
	114	298, 600	329, 800	362, 600					
	115	298, 900	330, 100	363, 100					
	116	299, 100	330, 400	363, 500					
	117	299, 400	330, 600	363, 900					
	118	299, 700	330, 900	364, 300					
	119	300, 000	331, 200	364, 800					
	120	300, 300	331, 400	365, 300					
	121	300, 600	331, 600	365, 700					
	122	301, 000	331, 900	366, 200					
	123	301, 300	332, 200	366, 700					
	124	301, 600	332, 500	367, 200					
	125	301, 800	332, 700	367, 500					
	126	302, 000	333, 000						
	127	302, 300	333, 400						
	128	302, 700	333, 600						
	129	302, 900	333, 800						
	130	303, 200	334, 000						
	131	303, 600	334, 400						
	132	304, 000	334, 600						
	133	304, 200	334, 900						
	134	304, 500	335, 300						
	135	304, 800	335, 700						
	136	305, 100	336, 100						
	137	305, 300	336, 400						
	138	305, 600	336, 800						
	139	305, 900	337, 200						
	140	306, 200	337, 600						

	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380, 000」を「392, 000」に、「427, 000」を「440, 000」に、「477, 000」を「492, 000」に、「539, 000」を「555, 000」に改める。

第9条第2項及び第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「及び第28条」を「、第28条及び附則第9項」に改める。

附則に次の3項を加える。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

8 この条例において準用する給与条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の規定について給与の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

9 前項の規定にかかわらず、この条例において準用する給与条例の規定について給与の改定に関する改正が行われる場合における次に掲げる会計年度任用職員の給与の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いについては、当該改定に係る改正後の給与条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年度の翌年度（施行日が4月1日であるときは、施行日の属する年度）から適用するものとする。

(1) 1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めが3月以内の職員

(2) 1週間の勤務時間が15時間30分未満である職員

10 前2項の規定にかかわらず、特別の事情により前2項の規定によることができない会計年度任用職員又は前2項の規定によることが著しく不適當である

と認められる会計年度任用職員の給与の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いについては、市長の承認を得て、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）第49条の2第1項第1号並びに別表第3及び別表第4の規定並びに第2条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項及び第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第48条第2項及び第3項並びに第48条の4第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は第3条の規定による改正後の甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項において「改正後の会計年度条例」という。）を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例、第2条の規定による改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は第3条の規定による改正前の甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第44号

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第45号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600

32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
38	263,100	309,500	360,700	407,300	
39	264,400	311,300	362,300	408,700	
40	265,700	313,000	363,800	410,000	
41	267,000	314,300	365,300	411,600	
42	268,000	316,200	366,900	413,000	
43	269,000	318,000	368,500	414,300	
44	269,900	319,700	370,000	415,700	
45	270,600	321,400	371,500	417,100	
46	271,400	323,300	373,100	418,400	
47	272,200	325,000	374,700	419,900	
48	273,000	326,700	376,200	421,400	
49	273,800	328,400	377,700	423,000	
50	274,600	330,200	379,200	424,400	
51	275,300	332,000	380,700	426,000	
52	276,100	333,700	382,100	427,500	
53	276,900	335,400	383,500	429,200	
54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300	
56	279,300	339,300	387,800	433,900	
57	280,000	340,800	389,300	435,400	
58	280,600	342,400	390,900	436,900	
59	281,400	343,900	392,500	438,100	
60	282,300	345,500	393,900	439,300	
61	283,100	347,000	395,100	440,500	
62	283,700	348,600	396,500	441,800	
63	284,500	350,200	397,900	443,000	
64	285,200	351,700	399,200	444,200	
65	286,200	353,200	400,400	445,300	
66	287,000	354,800	401,600	446,500	
67	287,800	356,400	402,900	447,700	

68	288,500	357,900	404,200	448,900
69	289,200	359,400	405,500	450,100
70	290,000	361,000	406,800	451,300
71	290,800	362,600	408,200	452,500
72	291,500	364,100	409,400	453,700
73	292,200	365,600	410,600	454,800
74	292,900	367,200	412,000	455,400
75	293,600	368,800	413,400	455,900
76	294,200	370,300	414,700	456,400
77	294,800	371,800	415,900	456,900
78	295,500	373,200	417,100	
79	296,200	374,600	418,400	
80	296,800	375,900	419,800	
81	297,400	377,200	421,100	
82	298,100	378,600	422,300	
83	298,800	380,000	423,300	
84	299,500	381,300	424,500	
85	300,200	382,400	425,700	
86	301,000	383,800	426,800	
87	301,700	385,100	428,000	
88	302,400	386,400	429,000	
89	303,100	387,600	430,100	
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	
95	307,700	394,700	435,600	
96	308,500	395,900	436,400	
97	309,200	397,300	437,100	
98	310,000	398,300	437,500	
99	310,800	399,300	437,900	
100	311,500	400,300	438,300	
101	312,300	401,200	438,700	
102	313,200	402,200	439,000	
103	314,100	403,300	439,300	

104	314,900	404,400	439,500		
105	315,500	405,100	439,800		
106	316,300	406,000	440,100		
107	317,100	406,900	440,400		
108	317,900	407,800	440,600		
109	318,600	408,600	440,800		
110	319,000	409,400			
111	319,400	410,200			
112	319,900	411,000			
113	320,400	411,600			
114	320,800	412,300			
115	321,300	413,000			
116	321,700	413,700			
117	322,200	414,300			
118	322,700	414,800			
119	323,100	415,200			
120	323,600	415,500			
121	324,100	415,800			
122	324,500	416,100			
123	325,000	416,400			
124	325,500	416,600			
125	326,100	416,800			
126	326,400	417,100			
127	326,700	417,400			
128	327,000	417,600			
129	327,200	417,800			
130	327,500	418,100			
131	327,800	418,400			
132	328,000	418,600			
133	328,200	418,800			
134	328,400	419,100			
135	328,600	419,400			
136	328,900	419,600			
137	329,200	419,800			
138	329,400	420,100			
139	329,700	420,400			

	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	230,200	263,100	317,100	374,700	484,900
	2	233,000	264,900	319,300	377,600	487,000
	3	236,100	266,700	321,500	380,300	489,000
	4	239,100	268,400	323,600	383,400	491,000
	5	242,300	270,000	325,700	386,200	492,900
	6	245,500	271,500	327,500	388,000	494,800
	7	248,600	273,000	329,300	390,200	496,700
	8	251,700	274,500	331,100	392,700	498,600
	9	254,700	276,000	332,900	393,700	500,600
	10	256,500	278,000	334,700	395,200	502,600
	11	258,200	280,000	336,500	396,600	504,500
	12	259,800	282,000	338,400	398,000	506,300
	13	261,400	284,000	340,300	399,400	508,000
	14	262,800	286,000	341,900	400,800	509,800
	15	264,200	288,000	343,500	402,200	511,600
	16	265,500	290,000	345,100	403,600	513,400
	17	266,800	292,000	346,100	405,000	515,100
	18	267,900	294,700	348,300	406,700	516,800
	19	268,900	297,300	350,500	408,400	518,500
	20	269,900	299,900	352,700	410,100	520,300
	21	271,300	302,500	354,600	411,800	521,900
	22	272,800	305,000	356,900	413,600	523,500
	23	274,300	307,400	359,200	415,400	525,100
	24	275,800	309,700	361,700	417,200	526,600
	25	277,300	311,800	363,900	419,000	528,100
	26	278,900	313,900	366,000	420,900	529,500
	27	280,400	316,000	368,100	422,800	530,900
	28	281,900	318,100	370,200	424,700	532,200
	29	283,300	320,100	372,200	426,400	533,300
	30	284,900	321,700	373,800	428,300	534,300
	31	286,400	323,200	375,400	430,200	535,300

32	287,900	324,700	377,000	432,100	536,300
33	289,300	326,200	378,600	433,700	537,100
34	290,600	327,800	379,900	435,600	537,900
35	291,900	329,300	381,200	437,500	538,800
36	292,700	330,800	382,500	439,300	539,700
37	293,500	332,200	383,800	441,100	540,500
38	294,300	333,600	385,400	443,000	541,400
39	295,100	334,900	387,000	444,900	542,000
40	295,900	336,200	388,500	446,800	542,500
41	296,700	337,400	390,000	448,600	543,100
42	297,500	339,100	391,600	450,800	543,800
43	298,200	340,700	393,100	453,100	544,500
44	298,800	342,600	394,600	455,400	545,000
45	299,300	344,200	396,000	457,500	545,500
46	299,800	345,800	397,400	459,500	546,200
47	300,300	347,300	398,800	461,600	546,800
48	300,800	348,800	400,100	463,700	547,400
49	301,300	350,400	401,000	465,800	547,900
50	301,700	352,000	402,200	467,900	
51	302,100	353,500	403,300	470,000	
52	302,500	354,900	404,400	472,100	
53	302,900	356,300	405,400	473,900	
54	303,300	357,300	406,600	475,500	
55	303,700	358,300	407,800	477,200	
56	304,100	359,300	408,900	478,800	
57	304,500	360,400	410,000	480,200	
58	304,900	361,700	411,200	481,300	
59	305,300	363,000	412,400	482,400	
60	305,700	364,300	413,600	483,500	
61	306,100	365,600	414,700	484,600	
62	306,500	366,900	416,200	485,700	
63	306,900	368,200	417,700	486,800	
64	307,300	369,500	419,200	487,800	
65	307,700	370,700	420,600	488,800	
66	308,100	372,000	421,500	489,900	
67	308,500	373,300	422,400	490,800	

68	308,900	374,500	423,200	491,900
69	309,300	375,700	424,100	492,800
70	309,700	377,000	425,100	493,800
71	310,100	378,300	426,100	494,800
72	310,500	379,500	426,900	495,800
73	310,900	380,700	427,600	496,700
74	311,400	382,000	428,400	497,700
75	311,900	383,300	429,200	498,700
76	312,400	384,500	430,100	499,600
77	312,800	385,700	431,100	500,500
78	313,300	386,900	432,100	501,300
79	313,800	388,000	433,000	502,200
80	314,200	389,200	433,900	503,100
81	314,600	390,600	434,600	503,900
82	315,100	392,000	435,500	504,700
83	315,600	393,500	436,400	505,500
84	316,000	394,900	437,200	506,300
85	316,400	395,900	438,100	506,800
86	316,900	397,200	438,900	507,400
87	317,400	398,500	439,700	508,200
88	317,900	399,800	440,600	509,000
89	318,300	401,000	441,300	509,700
90	318,800	402,000	441,700	510,500
91	319,200	403,000	442,100	511,100
92	319,600	404,100	442,500	511,500
93	320,200	404,900	442,900	512,000
94	320,700	406,000	443,400	512,600
95	321,300	407,100	443,800	513,100
96	321,900	408,000	444,200	513,600
97	322,300	408,900	444,400	514,000
98	322,700	409,800	444,800	
99	323,000	410,700	445,100	
100	323,300	411,600	445,400	
101	323,600	412,400	445,700	
102	323,900	413,400	446,000	
103	324,200	414,400	446,300	

104	324,500	415,400	446,600	
105	325,000	416,000	446,800	
106	325,400	416,700	447,100	
107	325,900	417,400	447,400	
108	326,300	418,000	447,600	
109	326,700	418,400	447,800	
110	327,200	418,800	448,100	
111	327,600	419,100	448,400	
112	328,100	419,400	448,600	
113	328,400	419,600	448,800	
114	328,900	419,900		
115	329,300	420,200		
116	329,700	420,500		
117	330,000	420,700		
118	330,400	421,000		
119	330,900	421,300		
120	331,400	421,500		
121	331,600	421,700		
122	332,000	422,000		
123	332,300	422,300		
124	332,600	422,500		
125	332,800	422,700		
126	333,100			
127	333,600			
128	334,000			
129	334,200			
130	334,600			
131	335,100			
132	335,500			
133	335,700			
134	336,100			
135	336,600			
136	336,800			
137	337,100			
138	337,500			
139	337,900			

	140	338,300				
	141	338,800				
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		252,400	298,400	316,000	381,600	476,300

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市学校職員給与条例（次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第3の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会への委任)

- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 5 号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和 4 3 年 3 月規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	173,700	230,000	261,300	287,300
	2	174,900	231,500	262,300	288,900
	3	176,100	233,000	263,300	290,400
	4	177,300	234,500	264,300	291,900
	5	178,700	236,000	265,300	293,400
	6	179,900	237,500	266,300	294,900
	7	181,100	239,000	267,300	296,300
	8	182,300	240,500	268,300	297,600
	9	183,500	242,000	269,300	298,800
	10	184,600	243,400	270,300	300,300
	11	185,800	244,800	271,300	301,800
	12	186,900	246,200	272,300	303,200
	13	188,000	247,400	273,300	304,600
	14	189,700	248,600	274,300	305,700
	15	191,300	249,800	275,300	306,700
	16	192,900	251,000	276,400	307,900
	17	194,500	252,100	277,400	309,100
	18	196,200	253,200	278,700	310,700
	19	197,800	254,300	280,000	312,300
	20	199,400	255,400	281,200	313,900
	21	201,000	256,400	282,500	315,400
	22	202,700	257,400	283,800	317,000
	23	204,400	258,400	285,000	318,600
	24	206,100	259,400	286,200	320,200
	25	207,400	260,400	287,300	321,700
	26	209,000	261,300	288,500	323,400
	27	210,600	262,200	289,800	325,000
	28	212,100	263,100	291,100	326,600
	29	213,600	263,900	292,400	328,000
	30	215,200	264,700	293,400	329,700
	31	216,800	265,500	294,400	331,400

32	218, 400	266, 300	295, 500	333, 000
33	220, 000	267, 000	296, 600	334, 200
34	221, 700	267, 800	297, 800	336, 100
35	223, 000	268, 600	298, 900	337, 800
36	224, 300	269, 300	300, 100	339, 400
37	225, 600	270, 000	301, 300	340, 900
38	226, 700	270, 800	302, 600	342, 500
39	227, 800	271, 600	303, 900	344, 100
40	228, 900	272, 300	305, 200	345, 700
41	230, 000	273, 000	306, 500	347, 400
42	231, 100	273, 800	307, 800	349, 200
43	232, 200	274, 600	309, 100	351, 000
44	233, 300	275, 300	310, 400	352, 800
45	234, 400	276, 000	311, 700	354, 300
46	235, 400	276, 700	313, 000	355, 700
47	236, 400	277, 400	314, 300	357, 100
48	237, 300	278, 100	315, 400	358, 500
49	238, 200	278, 800	316, 300	360, 000
50	239, 100	279, 500	317, 600	360, 800
51	239, 900	280, 200	318, 900	361, 800
52	240, 700	280, 900	320, 200	362, 800
53	241, 400	281, 500	321, 400	363, 700
54	242, 000	282, 200	322, 700	364, 800
55	242, 600	282, 800	323, 900	365, 700
56	243, 200	283, 500	325, 100	366, 700
57	243, 800	284, 100	326, 400	367, 600
58	244, 400	284, 800	327, 500	368, 300
59	245, 000	285, 400	328, 600	369, 000
60	245, 500	286, 100	329, 700	369, 600
61	246, 000	286, 700	330, 400	370, 000
62	246, 400	287, 400	331, 300	370, 600
63	246, 700	288, 000	332, 000	371, 300
64	247, 000	288, 500	332, 800	372, 000
65	247, 300	289, 000	333, 600	372, 300
66	247, 600	289, 600	334, 000	373, 000
67	247, 900	290, 100	334, 600	373, 700

68	248, 200	290, 700	335, 300	374, 300
69	248, 500	291, 200	336, 100	374, 600
70	248, 800	291, 700	336, 800	375, 100
71	249, 100	292, 300	337, 500	375, 700
72	249, 400	292, 900	338, 100	376, 300
73	249, 700	293, 400	338, 600	376, 600
74	250, 000	293, 900	339, 200	377, 200
75	250, 300	294, 300	339, 700	377, 900
76	250, 600	294, 600	340, 300	378, 500
77	250, 900	294, 800	340, 600	378, 900
78	251, 200	295, 100	341, 100	379, 400
79	251, 500	295, 300	341, 500	380, 000
80	251, 800	295, 600	341, 900	380, 500
81	252, 100	295, 800	342, 300	381, 000
82	252, 400	296, 000	342, 800	381, 600
83	252, 700	296, 300	343, 300	382, 100
84	253, 000	296, 500	343, 800	382, 400
85	253, 300	296, 800	344, 100	382, 800
86	253, 600	297, 100	344, 500	383, 300
87	253, 900	297, 400	344, 900	383, 700
88	254, 200	297, 700	345, 300	384, 100
89	254, 500	298, 000	345, 600	384, 500
90	254, 800	298, 300	346, 000	385, 000
91	255, 100	298, 600	346, 400	385, 400
92	255, 400	299, 000	346, 800	385, 800
93	255, 700	299, 200	347, 000	386, 100
94	256, 000	299, 400	347, 400	
95	256, 300	299, 700	347, 800	
96	256, 600	300, 100	348, 200	
97	256, 900	300, 300	348, 400	
98	257, 200	300, 600	348, 800	
99	257, 500	301, 000	349, 200	
100	257, 800	301, 400	349, 500	
101	258, 100	301, 600	349, 800	
102		301, 900	350, 200	
103		302, 200	350, 600	

	104		302,500	351,000	
	105		302,700	351,500	
	106		303,000	351,900	
	107		303,300	352,300	
	108		303,600	352,700	
	109		303,800	353,200	
	110		304,200	353,600	
	111		304,600	353,900	
	112		304,900	354,200	
	113		305,100	354,700	
	114		305,300		
	115		305,600		
	116		306,000		
	117		306,200		
	118		306,400		
	119		306,700		
	120		307,000		
	121		307,400		
	122		307,600		
	123		307,900		
	124		308,200		
	125		308,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 3 改正後の規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 6 号

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和 3 6 年 8 月規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

「

3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 9 , 2 0 0
3 0 5 , 9 0 0

「

3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 1 0 , 0 0 0
3 0 6 , 7 0 0

別表中

3 0 2 , 6 0 0
2 9 9 , 3 0 0
2 9 6 , 0 0 0
2 9 2 , 7 0 0
2 7 9 , 7 0 0
2 6 5 , 7 0 0
2 5 2 , 2 0 0
2 3 8 , 3 0 0
2 2 4 , 6 0 0
2 0 7 , 0 0 0
1 8 9 , 9 0 0
1 7 2 , 6 0 0
1 5 5 , 0 0 0
1 3 7 , 0 0 0
1 1 8 , 7 0 0
1 0 0 , 8 0 0
7 6 , 2 0 0
5 1 , 9 0 0

を

3 0 3 , 4 0 0
3 0 0 , 1 0 0
2 9 6 , 8 0 0
2 9 3 , 5 0 0
2 8 1 , 5 0 0
2 6 8 , 0 0 0
2 5 4 , 5 0 0
2 4 1 , 0 0 0
2 2 7 , 5 0 0
2 1 0 , 5 0 0
1 9 3 , 5 0 0
1 7 6 , 5 0 0
1 5 9 , 5 0 0
1 4 2 , 0 0 0
1 2 4 , 5 0 0
1 0 7 , 0 0 0
8 7 , 0 0 0
6 7 , 0 0 0

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給調整手当支給規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 7 号

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）」を「被保険者又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）であることを証する書類」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項中「被保険者証等」を「被保険者等であることを証する書類」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条、第6条関係）

(表面)		交付 更新		申請書		提出年月日 年 月 日	
(あて先) 甲府市長		甲府市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証					
氏名		電話番号					
住所 甲府市		申請年度の1月1日に住民票があった住所(市内の場合は記入不要)					
申請年度	児童を現に 監護している者	児 童					
年度							
受給者番号 (更新の場合、記入)							
氏 名							
個 人 番 号							
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
児童(及び申請者)との 続 柄	父 ・ 母 ・ 養育者						
職 業	勤務先						
	所在地						
学校・学年							
加入医療保険	名 称						
	種 別		資格取得年月日		年 月 日		
	記 号		番 号				
添付又は提示書類	1 医療保険各法に基づく被保険者等であることを証する書類 2 ひとり親家庭の父又は母については、前年の所得税の賦課の状況を証する書面 3 父母のない児童の場合には、当該児童を現に監護している者の扶養事実申立書						
同 意 (※1)	甲府市がひとり親家庭等医療費助成金支給条例及び条例施行規則に基づく登録や支給事務を行うため、必要な範囲での公募の調査や個人番号の利用による加入医療保険情報、地方税関係情報等の情報の取得を行うことに同意します。 申請者氏名 印						

※1 同意されない場合や、甲府市が公簿又は個人番号で確認できない場合は、関係書類の提出が必要となります。

甲府市 記入欄 (※2)	事由(発生日： 年 月 日)		受給資格 年 月 日 から 年 月 日 まで		審査結果 ☐ 該当 ☐ 市単 ☐ 却下		却下理由 ☐ 前年分所得税納付義務者 ☐ その他()	
	☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ 転入 ☐ 未婚 ☐ 事実婚解消 ☐ その他()							
	受付	入力	確認	前年区分	児扶手証書番号			
				申告	所得税額		備考	
					円			

※2 欄は記入しないこと。扶養義務者がいる場合は裏面も記入してください。

(裏面) 同居している扶養義務者(18歳以上の子、祖父母、父母、兄弟姉妹)について記入してください(対象児童を除く)。				
氏名	続柄	生年月日	個人番号	申請年度の1月1日に住民票があった住所 (市内の場合は記入不要)
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 8 条関係、第 1 1 条関係）

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 再交付届 ・ 変更届

（あて先） 甲府市長

届出人 住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日

	対象者①	対象者②	対象者③	対象者④
受 給 資 格 者 の 氏 名				
受給資格者の生年月日				
受給資格者の個人番号				
変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
父若しくは母又は児童を現に監護している者の氏名（変更日 . . . ）				
父若しくは母又は児童を現に監護している者の個人番号				
児 童 氏 名（変更日 . . . ）				
住 所（変更日 . . . ）				
加入医療保険	記号番号（変更日 . . . ）	記号	番号	記号 番号
	保険者番号			
	被保険者（世帯主）			
	保険種別	種別	1. 国保 2. 国保組合 3. 協会けんぽ 4. 健保組合 5. 共済組合 6. その他（ ）	
同 意（※）		甲府市がすこやか子育て医療費助成金支給条例及び条例施行規則に基づく登録や支給事務を行うため、必要な範囲での公簿の調査や個人番号の利用による加入医療保険情報、地方税関係情報等の情報の取得を行うことに同意します。 氏名 印		

※同意されない場合や、甲府市が公簿又は個人番号で確認できない場合は、関係書類の提出が必要となります。

喪失事由 （喪失日 . . . ）	転出 死亡 婚姻 その他（ ）
再交付事由	汚損 破損 紛失 その他（ ）
備考	

（注） 1 届出には資格証及び被保険者等であることを証する書類をご持参してください。
2 届出者は、太枠内の事項を記入してください。

職員確認欄	助成方法	現物 ・ 償還	現物 ・ 償還
	委任状	必要（提出済・添付・郵送・説明済）・不要	必要（提出済・添付・郵送・説明済）・不要
処理欄	口 座 受 付	入 力 確 認 封 入	交 付 日
	既・添・未		令和 年 月 日
		☐ 手渡し ☐ 郵送	証回収 済・未

第 4 号様式（第 10 条関係）

申請者記入欄	甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書 ひとり親家庭等医療費の助成を受けたく、申請します。 年 月 日 （あて先）甲府市長 患者氏名 生年月日 申請者住所 氏名 電話									
	受給者番号									
	保険者名	甲府市 国民健康保険組合 全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合								
	保険種別	☐ 国保 ☐ 国保組合 ☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合 ☐ 共済組合 ☐ その他()								
	被保険者等記号・番号									
患者の個人番号	☐ 患者の健康保険加入状況を、甲府市が個人番号を用いて照会・確認することに同意します。 ※同意されない場合は、関係書類の提出が必要となります。									
保険医療機関等記入欄	医療保険による診療報酬請求額証明書 甲府市が定める次の要件を満たした領収書を添付することにより証明の代わりになります。 ①受診者氏名 ②診療年月 ③医療保険対象総点数 ④負担率 ⑤発行者（保険医療機関等）名 ⑥発行年月日 ⑦入院時食事療養費等の負担額 ⑧入院時食事療養費等の費用額 （患者氏名）									
	様									
	年 月 分診療費等	実診療日数 日間								
	☐ 入院外 ☐ 歯科外来 ☐ 調剤 ☐ 医科入院 ☐ 歯科入院 ☐ その他()									
	医療保険対象総点数									
	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 点・円									☐ 入院時食事療養標準負担額 ☐ 入院時生活療養標準負担額 円× 日・食 合計 円
	※医科・歯科・調剤は総点数を点で、鍼灸・整骨・接骨等療養費は総医療費を円で記入してください。									
	窓口一部負担金（保険適用）	円								
	上記のとおり相違ありません。									
年 月 日 所在地 保険医療機関等名称 氏名										
※支給申請額（市役所記入欄） ()										

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 2 月 2 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第38号

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則（昭和47年10月規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）」を「被保険者又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）であることを証する書類」に改める。

第9条中「被保険者証等」を「被保険者等であることを証する書類」に改める。

第2号様式から第4号様式までを次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

甲府市すこやか子育て医療費助成金受給資格取得申請書

（あて先）甲府市長

助成方法		現物 ・ 償還		受給者番号			
有効期限		令和 年 月末まで		申 請 日		令和 年 月 日	
申 請 者	保 護 者	フリガナ				子どもとの続柄	
		氏名		印		生年月日 年 月 日	
		住所		甲府市		勤務先又は職業	
				(自宅 (携帯))		(電話)	
				個人番号			
子 ど も		フリガナ				性 別 男 ・ 女	
		氏 名				生年月日 年 月 日	
				個人番号			
加 入 医 療 保 険	記号番号				資格認定日		年 月 日
	被保険者 (世帯主)名				子どもとの続柄		
	保険者名		甲府市 国民健康保険組合 全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合		保険種別		1国保 2国保組合 3協会けんぽ 4健保組合 5共済組合 6その他 ()
	保険者番号						
同意 (※)		甲府市がすこやか子育て医療費助成金支給条例及び条例施行規則に基づく登録や支給事務を行うため、必要な範囲での公簿の調査や個人番号に基づく情報の取得を行うことに同意します。					
		申請者氏名 印					

※同意されない場合や、甲府市が公簿又は個人番号で確認できない場合は、関係書類の提出が必要となります。

種 別 番 号		
委 任 状	必要 (提出済 ・ 添付あり ・ 送付依頼済 ・ 説明済)	不 要
資 格 取 得 事 由	1出生 2転入 3生保廃止 4重度廃止 5その他 ()	
	(異動日： 年 月 日)	
資 格 喪 失 事 由	1転出 2生保開始 3重度開始 4死亡 5その他 ()	
	(異動日： 年 月 日)	
資 格 認 定	認定 ・ 却下 (却下事由：)	
他 法 公 費		
備 考		

- (注) 1 申請には、被保険者等であることを証する書類及び印鑑（朱肉を使用するもの）をご持参してください。
2 申請者は、太枠内の事項を記入してください。

第3号様式（第7条、第9条関係）

甲府市すこやか子育て医療費助成金受給資格証 再交付届 ・ 変更届									
(あて先) 甲府市長					年 月 日				
					届出人 住 所				
					氏 名 印				
					電 話				
		対象者①	対象者②	対象者③	対象者④				
子 ども の 氏 名									
子 ども の 生 年 月 日									
子 ども の 個 人 番 号									
変 更 事 項		変 更 前			変 更 後				
保 護 者 氏 名 (変更日 . . .)									
保 護 者 の 個 人 番 号									
子 ども の 氏 名 (変更日 . . .)									
住 所 (変更日 . . .)									
加 入 医 療 保 険	記号番号 (変更日 . . .)	記号	番号	記号	番号				
	保険者番号								
	被保険者(世帯主)								
	保険種別	種別	1. 国保 2. 国保組合 3. 協会けんぽ 4. 健保組合 5. 共済組合 6. その他()						
同 意 (※)		甲府市がすこやか子育て医療費助成金支給条例及び条例施行規則に基づく登録や支給事務を行うため、必要な範囲での公簿の調査や個人番号に基づく情報の取得を行うことに同意します。 氏名 印							
※同意されない場合や、甲府市が公簿又は個人番号で確認できない場合は、関係書類の提出が必要となります。									
喪 失 事 由 (喪失日 . . .)		転出 死亡 婚姻 その他()							
再 交 付 事 由		汚損 破損 紛失 その他()							
備 考									
(注) 1 届出には資格証及び被保険者等であることを証する書類をご持参してください。 2 届出者は、太枠内の事項を記入してください。									
職 員 確 認 欄	助成方法	現物 ・ 償還				現物 ・ 償還			
	委任状	必要(提出済・添付・郵送・説明済)・不要				必要(提出済・添付・郵送・説明済)・不要			
処 理 欄	口 座 受 付 入 力 確 認 封 入					交 付 日		証回収	
	既・添・未					□ 手渡し □ 郵 送 令和 年 月 日		済・未	

第4号様式（第10条関係）

（表）

申請者記入欄	甲府市すこやか子育て医療費助成金支給申請書 すこやか子育て医療費の助成を受けたく、申請します。 年 月 日 （あて先）甲府市長 子どもの氏名 生 年 月 日 申請者住所 氏 名 電 話 印										
	受給者番号										
	保険者名	甲府市 国民健康保険組合 全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合									
	保険種別	☐国保 ☐国保組合 ☐協会けんぽ ☐健保組合 ☐共済組合 ☐その他()									
	被保険者等記号・番号										
	子どもの個人番号	☐子どもの健康保険加入状況を、甲府市が個人番号を用いて照会・確認することに同意します。 ※同意されない場合は、関係書類の提出が必要となります。									
保険医療機関等記入欄	医療保険による診療報酬請求額証明書 甲府市が定める次の要件を満たした領収書を添付することにより証明の代わりになります。 ①受診者氏名 ②診療年月 ③医療保険対象総点数 ④負担率 ⑤発行者（保険医療機関等）名 ⑥発行年月日 ⑦入院時食事療養費等の負担額 ⑧入院時食事療養費等の費用額 （患者氏名） 様										
	年 月分診療費等		実診療日数 日間								
	☐入院外 ☐歯科外来 ☐調剤 ☐医科入院 ☐歯科入院 ☐その他()										
	医療保険対象総点数		入院時食事療養標準負担額								
	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>点・円</td> </tr> </table>									点・円	円× 日・食 合計 円
								点・円			
	※医科・歯科・調剤は総点数を点で、鍼灸・整骨・接骨等療養費は総医療費を円で記入してください。										
	窓口一部負担金（保険適用）		円								
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 所在地 保険医療機関等名称 氏名 印											
※支給申請額（市役所記入欄）			()								

(裏)

申請者記入欄	委 任		
	受給者 氏 名	印	
	すこやか子育て医療費助成金の受取を次の者に委任します。		
	年 月 日		
	代理人 住 所		
	氏 名		

第

- (注)
- 1 申請は、1保険医療機関等ごと1月を単位に1枚の申請書で行ってください。
 - 2 申請の際は、資格証、被保険者等であることを証する書類及び印鑑(朱肉を使用するもの)を一緒にお持ちください。
 - 3 他制度により給付を受けられた場合は、申請時に支給決定通知書等を添付してください。
 - 4 上記の給付が後日確認された場合や医療保険の未加入期間中の申請であることが確認された場合は、既助成額について返納していただきます。
 - 5 委任欄については、現金支給の者で資格証の保護者と異なる者が申請される場合のみ記入してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 9 号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則（昭和 5 2 年 9 月規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「条例第 2 条第 2 項に定める医療保険各法に基づく被保険者証若しくは組合員証又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）に基づく被保険者証（以下これらを「被保険者証等」という。）」を「医療保険各法に基づく被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）に基づく被保険者（以下「被保険者等」という。）であることを証する書類」に、「2 被保険者証等」を「2 被保険者等であることを証する書類」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 1 3 条中「被保険者証等」を「被保険者等であることを証する書類」に改める。

第 1 号様式中「被保険者証等の発行機関」を「保険者名等」に改める。

第 6 号様式中「被保険者証等の発行機関」を「保険者名等」に、「及び被保険者証等」を「及び被保険者等であることを証する書類」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 2 月 2 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 0 号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成 9 年 1 0 月規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「この号において」を削り、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第 6 条第 5 項第 2 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）」を「配偶者暴力防止等法」に改める。

第 1 6 条第 1 項第 3 号中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削る。

第 2 5 条を第 2 5 条の 2 とし、第 2 4 条の次に次の 1 条を加える。

（単身者が入居できる特別市営住宅等）

第 2 5 条 条例第 5 6 条第 1 号の規則で定める住宅は、上町住宅第三、上町住宅第四、東下条住宅第一、東下条住宅第二及び大里住宅第一並びに大里住宅第二のうち一戸当たりの床面積が 4 5 平方メートル以下のものとする。

2 前項に規定する住宅において、1 階又は 2 階に入居できる者は、第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

告示

甲府市告示第 6 9 3 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和 6 年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市告示第 6 9 4 号

地方公営企業法第 4 0 条の 2 の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市農業集落排水事業会計、甲府市簡易水道等事業会計、甲府市浄化槽事業会計の令和 6 年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市農業集落排水事業会計、甲府市簡易水道等事業会計、甲府市浄化槽事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第 4 条第 1 項により、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第898号 |
| (2) 業務名称 | 道路ストック（道路照明灯）法定点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「とび・土工工事」に登録されている者であること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和6年12月2日(月)～令和6年12月10日(火)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年12月10日(火)については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和6年12月2日(月)～令和6年12月10日(火)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年12月10日(火)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年12月26日(木) 午前9時00分

(2) 場所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第696号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和6年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970500508 |
| 2 | 事業所の名称 | 有限会社あいケアサービス |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市心経寺町470番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市心経寺町470番地1
有限会社あいケアサービス
代表取締役 小林 仁 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和6年12月31日 |

甲府市告示第 6 9 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 9 条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者及び介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 の規定に基づく指定介護予防支援事業者として次の者を指定したので、同法第 8 5 条及び第 1 1 5 条の 3 0 の規定により公示する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 7 0 1 0 5 9 4 4 |
| 2 | 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所 縁+ |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市蓬沢一丁目 4 番 3 号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 山梨県笛吹市八代町北 2 8 3 0 番地 2
株式会社中沢薬局
代表取締役 長谷川 湛 龍 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援
介護予防支援 |
| 6 | 指定年月日 | 令和 6 年 1 2 月 1 日 |

甲府市告示第 6 9 8 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 5 条の 2 第 1 項の規定による山梨県営土地改良事業（中道南地区）の施行申請にあたり、同条第 2 項の規定による公告をしたいので、同条第 5 項で準用する第 8 5 条第 6 項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業の計画概要を縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 公告縦覧書類
土地改良事業計画概要書
- 2 公告縦覧場所
甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 3 公告縦覧期間
令和 6 年 1 2 月 3 日から令和 7 年 1 月 7 日まで
- 4 意見書の提出方法等
この土地改良事業計画概要に意見がある場合は、公告縦覧期間の最終日まで
に、甲府市長あて意見書を提出してください。

甲府市告示第 6 9 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から 2 週間

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 建築物の所在等

所在地 甲府市青沼1丁目292番地

建築物1（敷地北側所在）

家屋番号 未登記

構造 木造スレート葺2階建

延床面積 約28平方メートル

建築物2（敷地南側所在）

家屋番号 未登記

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

延床面積 約37平方メートル

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却、敷地内残置物の撤去及び立木の伐採

3 措置の期限

令和6年12月19日

期限までに2の措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行い、当該措置に要した費用を所有者等から徴収する。

4 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう5の問い合わせ先へ通知すること。

5 問い合わせ先

甲府市まちづくり部空き家対策課

電話055-237-5350

甲府市告示第701号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和6年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105878 |
| 2 | 事業所の名称 | Rケア石和 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市和戸町1149番地
コーポ小林第三201号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市千塚三丁目9番13号
合同会社Rケア
代表社員 篠田 遼太 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防訪問介護相当サービス |
| 6 | 廃止年月日 | 令和6年12月30日 |

甲府市告示第702号

次の住宅使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 住宅使用料督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第 7 0 3 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 6 2 号		
工事名	水路改修工事 (R 6 - 3)		
工事場所	甲府市下曾根町 地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 7 3 m 重力式擁壁工 L = 1 4 2 m 逆流防止対策工 N = 4 基 仮設工 1 式
	2	工期	令和 7 年 3 月 2 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 3 , 2 4 4 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B 又は C
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年12月17日
	3	申請書受付開始日	令和6年12月6日
	4	申請書受付締切日	令和6年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年12月23日
	6	設計図書配付開始日	令和6年12月6日
	7	設計図書配付締切日	令和6年12月24日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和6年12月6日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年12月24日
	10	入札及び開札日時	令和7年1月9日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和6年12月27日 午後5時まで
	2	回答	令和7年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第 7 0 4 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(舗装) 1 6 8 号	
工事名		市道舗装工事 (R 6 - 6)	
工事場所		甲府市小曲町 地内 外	
工事概要	1	工事内容	施工延長 $L = 381.5 \text{ m}$ 表層工 (再生密粒度 A S C $t = 50 \text{ mm}$) $A = 1503 \text{ m}^2$ 表層工 (開粒度 A S C $t = 30 \text{ mm}$) $A = 91 \text{ m}^2$ 区画線工 1 式 付帯工 1 式
	2	工期	令和 7 年 3 月 2 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 5 , 8 2 9 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 7 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を

			各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年12月17日
	3	申請書受付開始日	令和6年12月6日
	4	申請書受付締切日	令和6年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年12月23日
	6	設計図書配付開始日	令和6年12月6日
	7	設計図書配付締切日	令和6年12月24日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年12月24日
	10	入札及び開札日時	令和7年1月9日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年12月27日 午後5時まで
	2	回答	令和7年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		

支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 7 0 5 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(舗装) 1 6 9 号	
工事名		市道舗装工事 (R 6 - 7)	
工事場所		甲府市音羽町 地内 外	
工事概要	1	工事内容	施工延長 $L = 207.6 \text{ m}$ 表層工 (再生密粒度 A S C $t = 50 \text{ mm}$) $A = 1180 \text{ m}^2$ 区画線工 1 式 付帯工 1 式
	2	工期	令和 7 年 3 月 2 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 4, 7 2 9, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 7 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

			(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年12月17日
	3	申請書受付開始日	令和6年12月6日
	4	申請書受付締切日	令和6年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年12月23日
	6	設計図書配付開始日	令和6年12月6日
	7	設計図書配付締切日	令和6年12月24日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年12月24日
	10	入札及び開札日時	令和7年1月9日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年12月27日 午後5時まで
	2	回答	令和7年1月6日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第706号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第920号 |
| (2) 業務名称 | 特定空家等解体業務委託（青沼一丁目） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「解体工事」に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年12月9日（月）～令和6年12月18日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和6年12月18日(水)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和6年12月9日(月)～令和6年12月18日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和6年12月18日(水)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年12月27日(金) 午前9時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契

約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 7 0 7 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 7 条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和 6 年 1 2 月 1 6 日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 収容場所：甲府市上曽根町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒（長毛）
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第708号

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
ふじでんBicycle Parking
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和6年10月28日
- 4 返還の申出場所
市民部市民総室総務課交通安全係 TEL055-237-5303
- 5 保管場所
ふじでんBicycle Parking
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

甲府市告示第709号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項の規定により、甲府市自転車等放置禁止区域内の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市自転車等放置禁止区域内
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和6年11月27日
- 4 返還の申出場所
市民部市民総室総務課交通安全係 TEL 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

甲府市告示第 7 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和 6 2 年 1 月 2 0 日規則第 1 号）第 5 1 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和 6 年 1 2 月 9 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

甲府市告示第 7 1 1 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 別紙のとおり |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第 7 1 2 号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代394番1及び394番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市小瀬町1119番地2
平井 聡 美

甲府市告示第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字西田1390番1から1390番8まで
以上8筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町1210番地1
株式会社とちの木
代表取締役 小 関 敏 和

甲府市告示第 7 1 5 号

次の市税に係わる督促状は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該資料は収納推進課において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 令和 6 年度軽自動車税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第716号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。なお、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、縦覧期間中に原案の確認を行い、書面により意見書を提出しなければならない。

令和6年12月16日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画道路（上阿原町寿町線）の変更原案 |
| 2 | 開催日時及び場所 | 令和7年1月16日（木）午後7時
リッチダイヤモンド総合市民会館大会議室 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階 |
| 4 | 縦覧期間 | 令和6年12月16日から
令和7年1月6日まで
ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く
午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 | 意見書の提出先 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |
| 6 | 意見書の提出方法 | 直接持参、郵送など |
| 7 | 意見書の提出期限 | 令和7年1月6日 午後5時15分 |
| 8 | 都市計画案の概要 | 原案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち
開発室都市計画課において縦覧に供する。 |
| 9 | その他必要な事項 | 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。 |

甲府市告示第 7 1 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

道路の 種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用廃止の 年月日
市 道	深町住宅北線	甲府市城東二丁目 3 0 2 番 8 地先から 甲府市城東二丁目 3 6 9 番 1 地先まで	2 1 7 . 1	令和 6 年 1 2 月 1 6 日

甲府市告示第 7 1 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 年月日
市 道	深町住宅北線	甲府市城東二丁目 3 0 2 番 8 地先から 甲府市城東二丁目 7 9 1 番 1 地先まで	2 2 6 . 4	令和 6 年 1 2 月 1 6 日

甲府市告示第 7 1 9 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | | |
|---|-----------|-----------------------|------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 市民発第 2 3 1 8 7 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 | |

甲府市告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和6年12月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第 7 2 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第 5 5 条の 3 の規定により公示する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和6年12月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第 7 2 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字亀田 1 1 9 番 5
以上 1 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市和戸町 7 8 番地 3
丸 山 貴 史

甲府市告示第724号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 令和6年度市県民税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 6 年 1 2 月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 令和 6 年度甲府市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 6 年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 6 年度甲府市一般会計補正予算（第 7 号）
- 4 令和 6 年度甲府市一般会計補正予算（第 8 号）
- 5 令和 6 年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 令和 6 年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 令和 6 年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 令和 6 年度甲府市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
- 9 令和 6 年度甲府市簡易水道等事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 1 8 日 原案可決

甲府市告示第 7 2 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第 7 第 2 項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第 7 8 条及び同要綱第 1 0 の規定により公示する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 7 0 1 0 0 8 5 3 |
| 2 | 事業所の名称 | かいごの友指定訪問介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市長松寺町 7 番 8 号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市長松寺町 7 番 8 号
かいごの友有限会社
代表取締役 雨 宮 逸 造 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防訪問介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日 | 令和 6 年 1 1 月 3 0 日 |

甲府市告示第 7 2 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 7 0 1 0 0 8 5 3 |
| 2 | 事業所の名称 | かいごの友指定居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市長松寺町 7 番 8 号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市長松寺町 7 番 8 号
かいごの友有限会社
代表取締役 雨 宮 逸 造 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和 6 年 1 1 月 3 0 日 |

甲府市告示第 7 2 8 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第 2 3 2 6 7 号
充当通知書 市民発第 2 3 2 6 8 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第729号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|-----------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 市民発第23072号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 | |

甲府市告示第 7 3 0 号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 令和 6 年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼決定通知書）
令和 6 年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼更正通知書） |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第731号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 入札番号 | 第2598号 |
| (2) 物件名 | 緑が丘スポーツ公園庭球場備品 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「スポーツ用品」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年12月24日（火）～令和7年1月21日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和6年12月24日（火）～令和7年1月21日（火）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年2月5日（水） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 7 3 2 号

甲府市市税条例（昭和 2 5 年 8 月条例第 2 9 号）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定により、富山県及び石川県における市税に関する納期限等を延長する件（令和 6 年 2 月 2 0 日付甲府市告示第 7 7 号）において別途甲府市告示で定めることとされている期限のうち、住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、指定地域のうち、次に掲げる地域にある者については、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 月 3 1 日とする。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

指定地域	地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

甲府市告示第733号

甲府市屋外広告物条例（以下、条例という。）第39条の規定により、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を次のとおり開催するので公告する。

令和6年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 日 時
令和7年3月17日（月） 午前9時30分から午後6時10分まで
- 2 会 場
リッチダイヤモンド総合市民会館（甲府市青沼三丁目5番44号）大会議室
- 3 講習科目
（1）屋外広告物に関する法令
（2）屋外広告物の表示の方法に関する事項
（3）屋外広告物の施工に関する事項
- 4 受講手数料
1科目1,000円 ※条例第46条第4項の規定による。
なお、申込書の受理後、納入通知書を発送する。
また、受講手数料は納付後に申込を取り消した場合や受講しなかった場合でも還付しない。
- 5 募集人数
60名（先着順）
- 6 申込期間
令和7年1月6日（月）から令和7年2月17日（月）まで
- 7 申込方法
講習会受講申込書（第17号様式）に必要事項を記入のうえ、
下記提出先まで持ち込み又は郵送による。
- 8 申込書提出先
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所 まちづくり部 まち開発室 都市計画課

甲府市告示第 7 3 4 号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年 3 月規則第 2 1 号）第 1 2 条の規定により無効である旨を告示する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第 7 3 5 号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年 6 月
条例第 1 6 号）第 4 条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したの
で、同条例第 1 1 条の規定により告示する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市地方卸売市場	甲府市国母六丁目 5 番 1 号 一般社団法人甲府市地方卸売市場協会	令和 7 年 4 月 1 日 から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

甲府市告示第736号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	株式会社VIDA CRUISE
2	事業者の所在地	東京都町田市南成瀬一丁目8番地1
3	事業所名	フェリース ユナイテッド
4	事業所の所在地	甲府市新田町10番10号
5	事業の種類	放課後等デイサービス
6	主たる対象者	重症心身障害以外
7	指定事業所番号	1950104081
8	指定年月日	令和7年1月1日

甲府市告示第737号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社ケアラボ |
| 2 | 事業者の所在地 | 東京都港区麻布十番二丁目1番8号 |
| 3 | 事業所名 | みらいのたね山梨 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市中小河原一丁目1番8号 |
| 5 | 事業の種類 | 共同生活援助 |
| 6 | 主たる対象者 | 知的障害者
精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1920104070 |
| 8 | 指定年月日 | 令和7年1月1日 |

甲府市告示第738号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和6年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社えがお |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市城東三丁目13番8号 |
| 3 | 事業所名 | 訪問介護すみか |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市城東三丁目13番8号 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1910101326 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和6年12月31日 |

甲府市告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和6年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	有限会社あいケアサービス
2	事業者の所在地	甲府市心経寺町470番1
3	事業所名	有限会社あいケアサービス
4	事業所の所在地	甲府市心経寺町470番1
5	事業の種類	居宅介護 重度訪問介護
6	指定事業所番号	1910100393
7	廃止年月日	令和6年12月31日

甲府市告示第 7 4 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定により公示する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 9 1 7 0 0 2 8 5 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス千歳 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市篠原 1 8 9 9 番地 3 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市篠原 1 8 9 9 番地 3
株式会社庵
代表取締役 藤 田 照 美 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 |

甲府市告示第741号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和6年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1960190484 |
| 2 | 事業所の名称 | ツクイ甲府訪問看護ステーション |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市相生二丁目4番20号
朝日生命甲府ビル3階 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 神奈川県横浜市港南区
上大岡西一丁目6番1号
株式会社ツクイ
代表取締役 高 畠 毅 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問看護
介護予防訪問看護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和7年1月1日 |

甲府市告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和6年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103741 |
| 2 | 事業所の名称 | 訪問介護すみか |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市城東三丁目13番8号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市城東三丁目13番8号
株式会社えがお
代表取締役 桂 田 美 香 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防訪問介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日 | 令和6年12月31日 |

甲府市告示第 7 4 3 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 7 年 1 月 7 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市桜井町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：甲斐犬風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪なし、迷彩柄のハーネス、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

教育委員会

甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 6 号

甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

甲府市立小中学校管理規則（昭和 3 2 年 6 月教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号中「1 2 月 2 7 日」を「1 2 月 2 6 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市教育委員会告示第19号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年12月6日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (賃貸借) 第896号 |
| (2) 業務名称 | 学習支援ソフトウェア賃貸借 |
| (3) 履行期間 | 令和7年2月1日から令和8年1月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「事務用品」若しくは「情報・通信」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年12月6日(金)～令和6年12月16日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会学事課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年12月6日(金)～令和6年12月16日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市教育委員会学事課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7322

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年1月16日(木) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 7-1会議室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第24号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/50$ の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/3$ の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の $1/6$ の数は、次のとおりである。

令和6年12月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志 村 文 武

1	$1/50$ の数	3, 050人
2	$1/3$ の数	50, 825人
3	$1/6$ の数	25, 413人
4	選挙人名簿登録者数	152, 473人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第 12 号

農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく甲府市農業委員会 12 月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第 2 条の規定により、令和 6 年 12 月 26 日午後 2 時 00 分に甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和 6 年 12 月 19 日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和 7 年 1 月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第10号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

企業職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400

32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		

68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			

	104		302, 500	351, 000					
	105		302, 700	351, 500					
	106		303, 000	351, 900					
	107		303, 300	352, 300					
	108		303, 600	352, 700					
	109		303, 800	353, 200					
	110		304, 200	353, 600					
	111		304, 600	353, 900					
	112		304, 900	354, 200					
	113		305, 100	354, 700					
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（次項及び第4項において「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第16条第1項、第16条の6第1項及び第16条の7第1項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の甲府市上下水道企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

甲府市上下水道局告示第 1 2 2 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 1 2 月 6 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 9 4 号		
工事名	(災対－2) 送配水管布設替工事		
工事場所	甲斐市牛句地内（高区西配水池の北東）		
工事概要	1	工事内容	【送水管】 D I P . G X ϕ 3 5 0 L = 3 2 . 0 m D I P . G X ϕ 3 0 0 L = 2 3 0 . 0 m 仕切弁 . G X ϕ 3 5 0 1 基 小型空気弁 ϕ 2 0 1 基 【配水管】 H P P E ϕ 1 0 0 L = 8 0 . 0 m 臨給工（臨給材料は局支給） 1 式
	2	工期	令和 7 年 8 月 1 日まで
	3	予定価格 (税込み)	4 9 , 9 0 7 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営 事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 6 7 8 点以上

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 元請として平成21年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年12月17日
	3	申請書受付開始日	令和6年12月6日
	4	申請書受付締切日	令和6年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年12月23日
	6	設計図書配付開始日	令和6年12月6日
	7	設計図書配付締切日	令和6年12月24日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年12月24日
	10	入札日時	令和7年1月9日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和7年1月15日
	12	開札日時	令和7年1月21日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和7年1月22日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年12月27日 午後5時まで
	2	回答	令和7年1月6日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和7年1月17日まで
	2	回答	令和7年1月20日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和7年1月20日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 1 2 3 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 6 年 1 2 月 6 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	（電気） 1 3 0 0 5 8 号		
工事名	甲府市浄化センター自家発電設備更新工事		
工事場所	甲府市大津町 1 6 4 5 番地（甲府市浄化センター）		
工事概要	1	工事内容	自家発電設備（6 6 0 0 V 3 1 2 5 k V A） 1 台 地下燃料タンク（4 0 0 0 0 L） 1 台 発電機盤 1 面 自動始動盤 1 面 始動用直流電源盤 1 式 監視制御設備ほか機能増設 1 式 既設撤去 1 式
	2	工期	令和 8 年 1 1 月 1 6 日まで
	3	予定価格 （税込み）	1, 2 7 1, 4 9 0, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P） 1, 0 0 0 点以上 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	下水道処理場（処理水量 1 0, 0 0 0

			m ³ /日以上)の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 6億3,500万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に完 成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績 は、出資比率が20%以上の場合のもの に限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求 めません。)
	5	近接工事	令和5年12月7日告示の(電気) 130091号「甲府市浄化センター監 視制御設備更新(第1期)工事」の落札 者は、本工事の落札者となることはでき ません。
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要 領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和6年12月6日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和6年12月17日
	3	申請書受付開始日	令和6年12月6日
	4	申請書受付締切日	令和6年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年12月23日
	6	設計図書配付開始日	令和6年12月6日
	7	設計図書配付締切日	令和6年12月24日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和6年12月6日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年12月24日
	10	入札日時	令和7年1月9日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和7年1月15日
	12	開札日時	令和7年1月21日

			午前 9 時 2 0 分
	13	落札者決定日	令和 7 年 1 月 2 2 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和 6 年 1 2 月 2 7 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 7 年 1 月 6 日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和 7 年 1 月 1 7 日まで
	2	回答	令和 7 年 1 月 2 0 日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和 7 年 1 月 2 0 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できない。
		中間前金払	請求できない。
		部分払	請求できる。
年度支払限度額		令和 6 年度	1 1 8, 6 9 0, 0 0 0 円
		令和 7 年度	8 3 0, 7 2 0, 0 0 0 円
		令和 8 年度	残金

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第124号

甲府市上下水道局契約規程（昭和３９年４月管理規程第２号）及び甲府市契約規則（昭和５０年１２月規則第６６号）第５条の規定に基づき、次の１件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和6年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(土木) 1 1 0 0 9 7 号	
工事名		(ブー１) 配水管布設替工事 (余フ)	
工事場所		中央市中楯地内 (諏訪神社の北)	
工事概要	1	工事内容	D I P . G X φ 4 0 0 (推進部) L = 3 6 . 0 m D I P . G X φ 4 0 0 L = 1 7 3 . 5 m D I P . G X φ 1 5 0 L = 2 3 . 0 m H P P E φ 7 5 L = 8 . 0 m H P P E φ 5 0 L = 7 . 5 m バタフライ弁 . G X φ 4 0 0 2 基 仕切弁 . G X φ 1 5 0 1 基 仕切弁 . P E φ 7 5 1 基 仕切弁 . P E φ 5 0 1 基 空気弁 φ 7 5 3 基
	2	工期	令和 7 年 1 0 月 2 4 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 4 月 8 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	1 4 2 , 1 4 2 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用

	6	週休２日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P） 849点以上 特定建設業の許可	
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 元請として平成21年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）	
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型	
	2	加算点の満点	10	
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年12月24日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年1月9日	
	3	申請書受付開始日	令和6年12月24日	
	4	申請書受付締切日	令和7年1月9日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年1月16日	
	6	設計図書配付開始日	令和6年12月24日	
	7	設計図書配付締切日	令和7年1月17日	
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年12月24日	
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年1月17日	
	10	入札日時	令和7年1月27日 午前9時00分	

	11	価格以外の評価点公表日	令和7年1月30日
	12	開札日時	令和7年2月5日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和7年2月6日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年1月22日 午後5時まで
	2	回答	令和7年1月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和7年2月3日まで
	2	回答	令和7年2月4日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和7年2月4日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第 1 2 5 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建設) 3 3 0 0 5 3 号		
業務名	甲府市浄化センター第 2 ・第 3 系列反応タンク耐震補強実施設計業務委託		
施行場所	甲府市大津町地内（甲府市浄化センター場内）		
業務概要	1	業務内容	反応タンク耐震補強詳細設計 1 式
	2	履行期間	令和 7 年 1 1 月 2 4 日まで
	3	予定価格 (税込み)	公表しない
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内に本店または営業所
	2	競争入札参加資格	「建設コンサルタント」 甲府市上下水道局における「建設コンサルタント」に係る競争入札参加資格を有し、令和 5 ・6 年度入札参加資格審査申請時に、建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号）第 2 条第 1 項の規定による、建設コンサルタントの下水道部門の登録を受けており、かつ、様式⑥「受注を希望する委託業務」の（下水道部門）を希望していること。
	3	同種業務施行実績	入札説明書 1 (2)に記載
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書 1 (3)に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和 6 年 1 2 月 2 4 日

	2	入札説明書等配付締切日	令和 7 年 1 月 9 日
	3	申請書受付開始日	令和 6 年 1 2 月 2 4 日
	4	申請書受付締切日	令和 7 年 1 月 9 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 7 年 1 月 1 6 日
	6	設計図書配付開始日	令和 6 年 1 2 月 2 4 日
	7	設計図書配付締切日	令和 7 年 1 月 1 7 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 6 年 1 2 月 2 4 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 7 年 1 月 1 7 日
	10	入札及び開札日時	令和 7 年 1 月 2 7 日 午前 9 時 2 0 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 積算内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和 7 年 1 月 2 2 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 7 年 1 月 2 3 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
最低制限価格		設けない	
支払条件		前金払	請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4	

任免辞令

(市長事務部局)

総務部	人事管理室	職員課	係長	清	水	和	美
総務部	人事管理室	職員課	係長	中	野	克	則
福祉部	福祉支援室	生活福祉課	主任	三	浦	峻	太
市立甲府病院	看護部		主任	中	野	美	沙子
市立甲府病院	看護部		技師	深	沢	千	奈美
市立甲府病院	診療支援部		主任	高	見	和	宏

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 1 2 月 3 1 日